

「小規模事業者持続化補助金」の紹介

2022年11月18日

(本資料のお問い合わせ先)

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

担当：綿貫、平門

電話：011-709-1783 (直通)

E-mail：bzl-hokkaido-chusho@meti.go.jp

小規模事業者持続化補助金とは

- 小規模事業者持続化補助金は、小規模事業者の事業の持続的な発展を後押しするため、変化する経営環境の中で持続的に事業を発展させていくための地道な販路開拓等のための取組、あるいは販路開拓等の取組と合わせて行う業務効率化（生産性向上）のための取組を支援する補助金。

補助対象となる取り組み

- 店舗の改装・改修等
- 設備等の導入
- チラシ・カタログ等の作成・配布
- 看板等の作成
- 広告掲載、折り込み広告
- 新商品、試作品の開発
- ホームページの作成・改良
- 展示会・商談会等への出展
- 商品パッケージや包装紙等の変更
- ネット販売システムの構築
- 工場の改装・改修等
- その他

補助対象となる事業者

従業員の数が少ない（製造業その他で20人以下、商業・サービス業で5人以下）事業者（小規模事業者）等

小規模事業者持続化補助金の概要

- 小規模事業者が、変化する経営環境の中で持続的に事業を発展させていくために、**経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援。**

1. 対象事業者

小規模事業者 等

※ 小規模事業者とは、常時使用する従業員数が製造業その他の業種の場合20人以下、商業・サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）の場合5人以下である事業者

2. 補助額・補助率

➤ 補助上限額：**50万円** ➤ 補助率：**2/3以内**

※ 賃上げや事業規模の拡大、創業・後継ぎ候補者の取組に対しては**200万円**（賃上げする赤字事業者は、補助率**3/4以内**）

※ 免税事業者からインボイス発行事業者に転換する場合には**100万円**

3. 補助対象事業

経営計画に基づいて行う地道な販路開拓等の取組（広告掲載、見本市出展 等）
販路開拓と合わせて行う業務効率化の取組（工場の改修、設備の導入 等）

4. 公募スケジュール

通年募集中

※ 締切：2022年6月3日(金)、9月20日(火)、12月9日(金)、2023年2月下旬・・・

※ 申請には、地域の商工会・商工会議所が発行する「事業支援計画書」が必要

小規模事業者持続化補助金活用事例①

事例①

北澤建設工業株式会社(建設業/苫小牧市)

補助金利用でホームページ作成・総合建設業の販路開拓。



ホームページを新たに作成。自社の認知度を強化。

新型コロナウイルスの影響による消費減退により工事数が減少している中、ホームページの公開による**販路拡大、社内の見える化を実施**。



事例②

株式会社長谷川機工(金属製品製造業/山形県)

ワイヤーカット短納期受注サービス開始による新規顧客開拓



ワイヤーカット治具を導入し、生産活動時間の短縮と生産能力を向上。

受注加工の幅が広がり、納期の短縮化も可能となったことで、既存先からの**受注増大、新規顧客獲得**にも繋がり、**売上増加**。



小規模事業者持続化補助金活用事例②

事例③

株式会社クエイザー(自動車電装業／兵庫県)

看板の設置による事業内容の認知度向上。



口コミによる顧客が大多数であったところ、**企業の看板を設置**。

事業内容の認知度が高まり、**大手企業からも受注**できるようになったことで、**受注件数が増加**。



事例④

金中林産合資会社(木製品製造業／福島県)

2.5次元対応デザイン立体造形木工品の販路拡大事業。



Kanerin

自社ブランド
「Kanerin」シリーズ

OEM体質から脱却するため、確立した**自社ブランドのパンフレット**等を**新規制作**。また、企業の顔である**ロゴを制作**。

商品の認知拡大と販路拡大により、**椅子の納入成約**に繋がるなど、**独自の収益源を確保**。



制度の詳細

持続化補助金〈通常枠〉の概要

- 事業者自らが作成した持続的な経営に向けた計画に基づき、販路開拓等の取組や、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化の取組を支援するための経費の一部を補助。
- 商工会・商工会議所による助言等の支援を受けながら事業に取り組む。

1. 補助対象者（小規模事業者の定義）

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	

2. 補助上限額

50万円

3. 補助率

2 / 3

4. 補助対象

販促用チラシ、パンフレット作成、広告掲載、店舗改装、販売拡大のための機械装置の導入、新商品開発、商談会への参加 など

持続化補助金の申請類型・優先採択措置一覧

○申請類型一覧

類型		補助上限額	補助率	概要
通常枠		50万円	2/3	小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓の取組等を支援
成長・分配強化枠	賃金引上げ枠※	200万円	2/3※	販路開拓の取組に加え、事業場内最低賃金が地域別最低賃金より+30円以上である小規模事業者 ※賃金引上げに取り組む事業者のうち赤字事業者については、 補助率を3/4に引上げる とともに加点による優先採択を実施。
	卒業枠			販路開拓の取組に加え、雇用を増やし小規模事業者の従業員数を超えて事業規模を拡大する小規模事業者
新陳代謝枠	後継者支援枠			販路開拓の取組に加え、アトツギ甲子園（ピッチイベント）においてファイナリストに選ばれた小規模事業者
	創業枠			産業競争力強化法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受け、販路開拓に取り組む小規模事業者
インボイス枠		100万円		免税事業者であった事業者が、インボイス発行事業者として新たに登録し、あわせて販路開拓の取組を行う小規模事業者

(注) いずれか1つの枠のみ申請可能

○優先採択のための加点措置一覧

加点項目	概要
パワーアップ型	<ul style="list-style-type: none"> ●地域資源型 地域資源等を活用し、良いモノ・サービスを高く提供し、付加価値向上を図るため、地域外への販売や新規事業の立ち上げを行う計画に加点 ●地域コミュニティ型 地域の課題解決や暮らしの実需に応えるサービスを提供する小規模事業者による、地域内の需要喚起を目的とした取組等を行う計画に加点
赤字賃上げ加点	賃金引上げ枠に申請する事業者のうち、赤字である事業者に対して加点
東日本大震災加点	福島第一原子力発電所による被害を受けた水産加工業者等に対して加点
経営力向上計画加点	中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定を受けている事業者に対して加点
電子申請加点	補助金申請システム（名称：J グランツ）を用いて電子申請を行った事業者に対して加点
事業承継加点	代表者の年齢が満60歳以上の事業者で、かつ、後継者候補が補助事業を中心になって行う場合に加点
過疎地域加点	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に定める過疎地域に所在し、地域経済の持続的発展につながる取組を行う事業者に対して、加点

成長・分配強化枠の概要

- 賃金引上げや、雇用の増加による事業規模の拡大に取り組む小規模事業者向けに上乗せ枠を措置し、補助上限額の引き上げを実施。
- **補助上限額200万円、補助率2/3**の成長・分配強化枠を措置。

類型		概要	
成長・分配強化枠	<u>賃金引上げ枠</u>	○申請要件	事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上(既に達成している場合は、現在支給している事業場内最低賃金より+30円以上)とした事業者であって販路開拓の取り組みを行う小規模事業者
		○補助上限	200万円
		○補助率	2/3 (赤字事業者は3/4に引上げ)
	<u>卒業枠</u>	○申請要件	常時使用する従業員を増やし、小規模事業者の従業員数を超えて規模を拡大する事業者であって販路開拓の取り組みを行う小規模事業者
		○補助上限	200万円
		○補助率	2/3

※賃金引上げに取り組む事業者のうち赤字事業者については、補助率を3/4に引上げるとともに優先採択のための加点を実施。

新陳代謝枠の概要

- 後継ぎ候補者が実施する新たな取組や創業後間もない小規模事業者を支援する上乗せ枠を措置し、補助上限額の引き上げを実施。
- **補助上限額200万円、補助率2/3**の新陳代謝枠を措置。

類型		概要
新陳代謝枠	後継者支援枠	<p>○申請要件 将来的に事業承継を行う予定があり、新たな取組を行う後継者候補としてアトツギ甲子園のファイナリストになり、販路開拓の取組を行う小規模事業者</p> <p>○補助上限 200万円</p> <p>○補助率 2/3</p>
	創業枠	<p>○申請要件 産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業」による支援を公募締切時から起算して過去3か年の間に受け、かつ、過去3か年の間に開業し、販路開拓の取組を行う小規模事業者</p> <p>○補助上限 200万円</p> <p>○補助率 2/3</p>

インボイス枠の概要

- 免税事業者からインボイス発行事業者に転換する場合の環境変化への対応を支援する上乗せ枠を措置し、補助上限額の引き上げを実施。
- **補助上限額100万円、補助率2/3**のインボイス枠を措置。

類型	概要
<u>インボイス枠</u>	<p>○申請要件 2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、インボイス発行事業者に登録し、販路開拓の取り組みを行う小規模事業者</p> <p>○補助上限 100万円</p> <p>○補助率 2/3</p>

小規模事業者持続化補助金 お問い合わせ先

<商工会議所地区の方>

商工会議所地区 補助金事務局 TEL 03-6632-1502

URL: <https://r3.jizokukahojokin.info/>

<商工会地区の方>

北海道商工会連合会 TEL 011-251-0102

URL: https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

※ 最寄りの商工会議所、商工会でも相談対応します。

※ 申請には地域の商工会・商工会議所が発行する「事業支援計画書」が必要です。

発行に時間を要する場合がありますので、余裕をもってご相談ください。

本資料に関するお問い合わせ先

経済産業省 北海道経済産業局 中小企業課

担当：綿貫、平門

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎5階

T E L : 011-709-1783

E-mail : bzl-hokkaido-chusho@meti.go.jp